

各資料には、次のような内容を記載しています。

第4次堺市地域福祉計画において定めた、
①～④の「基本目標」を記載しています。

第4次堺市地域福祉計画において定めた、
[1]～[5]の「重点施策」を記載しています。

基本目標③ すべての人の権利擁護を支えます

重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

- 権利擁護支援の中核機関の設置 【取組1)②】(継続)
・平成25年度から運営してきた「堺市権利擁護サポートセンター」(堺市社会福祉協議会への委託事業)を中核機関として位置付けた。
- 地域連携ネットワーク協議会の設置 【取組1)①、取組2)②、取組3)①(継続)】
「堺市権利擁護サポートセンター運営委員会」を基礎として、権利擁護に関する課題について協議する場である「地域連携ネットワーク協議会」を令和2年度に設置した。

令和4年度協議会実施状況

開催日：令和4年6月3日(金)
場所：堺市総合福祉会館
内容：権利擁護に関する課題の検討
参加機関から46事例が提出され、ワーキングチームの検討テーマを「支援拒否・介入拒否、支援に繋がっていない事案へのアプローチについて」に決定
参加機関：学識者、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪社会福祉士会、高齢者支援機関、障害者支援機関、地域福祉支援機関、成年後見活動機関、行政機関



第6次堺市社会福祉協議会
地域福祉総合推進計画において定めた、1～3の「取り組む方向性」を記載しています。

第4次堺市地域福祉計画における「市の主な取組」に該当する項目番号を記載しています。

令和4年度に取り組んだ事項について、説明している部分になります。

【資料の例】